

松江市民有林拡大造林事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市民有林拡大造林事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市民有林拡大造林事業補助金
補助金交付の目的	民有林の整備に必要な費用の一部を補助することにより森林整備を促進させ、林業の振興と発展を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事業の内容	次に掲げる事業とする。ただし、事業規模が0.1ha以上のものに限る。 (1) 島根県森林環境保全造林事業補助金交付要綱(平成14年島根県告示第768号)、新植支援事業補助金交付要綱(平成22年4月1日付け森第1728号)に基づき実施する民有林整備 (2) 島根県合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱(平成28年4月1日付け林第1307号)に基づき実施する森林作業道の開設 (3) 林内路網整備事業補助金交付要綱(令和2年3月30日付け森第1782号)に基づき実施する原木生産用の森林作業道の開設 (4) 除伐(12齢級以下)、荒廃竹林整備及び森林作業道の改良
補助対象経費	樹木の新植、下刈り、除間伐、枝打ち、荒廃竹林整備及び森林作業道の開設又は改良に要する経費
交付の率又は金額	次の各号に掲げる事業内容の区分に応じ、当該各号に定める額とし、その算出した額が5万円以上となる場合に限り、補助金を交付する。 (1) 新植、下刈り、除間伐、枝打ち 県が定める令和7年度造林事業標準単価表に掲げる標準単価を基に算出した標準事業費(以下「標準事業費」という。)から国県補助金を差し引いた額 (2) 除伐(12齢級以下)及び荒廃竹林整備 標準事業費の全額。 (3) 島根県合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交

	付要綱に基づき実施する森林作業道の開設 開設距離に1m当たり1,000円を乗じて得た額(1円未満切捨て) (4) 森林作業道の改良 改良距離に1m当たり1,000円を乗じて得た額 (1円未満切捨て) (5) 林内路網整備事業補助金交付要綱に基づき実施する森林作業道の開設 開設距離に1m当たり1,800円を乗じて得た額 (1円未満切捨て)
終期	令和8年3月31日
補助事業者の範囲	補助事業者は、次に掲げるものとする。 (1) 森林組合 (2) 森林所有者 (3) 生産森林組合 (4) 森林組合連合会 (5) 森林整備法人 (6) 森林所有者が主たる構成員である任意団体

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。